

第30回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年12月5日(月)午後3時00分より、第30回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第3号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 荘平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

6番 井内 英樹 13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 3 時 0 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は井内委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 0 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山本委員、北浦委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員、山崎委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して 2 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、本件当事者間において本年 1 1 月 3 0 日まで利用権が設定されておりましたが、手続きの遅れにより空白期間が生じたため、新規扱いでの利用権設定となっております。期間は令和 7 年 1 1 月 3 0 日までの約 3 年間となっております。</p> <p>番号 2 につきましては、新規の利用権設定となり、期間は 1 0 年間となっております。</p> <p>以上 2 件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山崎委員	<p>報告します。去る 1 1 月 2 5 日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っ</p>

	<p>まいりました。</p> <p>番号1の伊勢田町の利用状況につきましては、マルチが敷いてあり、ネギの苗が植わっていました。</p> <p>番号2の槇島町及び の利用状況につきましては、一枚の田になっており、稲刈り後の状態でした。槇島町 の利用状況につきましても、稲刈り後の状態で適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>番号1について、契約期間が約となっているのは、どういう訳があるのでしょうか。</p>
局 長	<p>先述のとおり、もともとは本年11月30日まで利用権が設定されており、本来ならば終期に間に合うように手続きをしていただいて、継続して3年後の11月30日までの更新となるのが通常の流れになります。しかし、書類が整わず11月議案の締め切りに間に合わなかったため、今回の議案に上がりました。そのため本件は新規扱いになり、公告がなされた日から正式な貸借が始まります。始期がはっきりしないため、約3年間との記述になります。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p>

	<p>本議案につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>なお、地積欄が内数となっているものにつきましては、農業用倉庫等の納税猶予の対象とならない面積を除外しています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、ホウレンソウか小松菜が植わっていました。</p> <p>槇島町の利用状況につきましては、秋から冬に掛けての色々な野菜が作付けされており、大根、白菜、イチゴ、ニンニク、小芋等が植わっていました。</p> <p>槇島町の利用状況につきましては、田として管理されており、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>小倉町の利用状況につきましては、田として管理されており、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>小倉町及び の利用状況につきましては、一体で田として管理されており、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>申告期限は10か月と聞いていましたが、今月で間に合うのですか。</p>
徳田委員	<p>以前同じ例があり私が質問した際は、願出人と税務署との問題と聞きましたが、どうですか。</p>
局 長	<p>此方の判断で期限を過ぎて良いとも悪いとも言えませんので、税務署と相談していただく形になります。</p>
議 長	<p>身内で相続して、適格者証明を受けると決まっていたら、別に良いんじゃない</p>

	<p>んですか。</p>
徳田委員	<p>きちんと相続の手続きをしてからでないと、適格者証明をもらって納税猶予の適用を受けられません。</p>
議 長	<p>遺産分割協議書はもうできているのではないですか。</p>
徳田委員	<p>それでも適格者証明がなければ猶予を受けられません。願出人と税務署の間で、「遅れる」と話ができているとは思いますが。</p>
山本委員	<p>期限を超えたものについては、税務署が判断するということですね。</p>
徳田委員	<p>そうです。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>
	<p>次に、「第3号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 非農地通知の決定について」一括して10件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、宇治地区及び周辺地区における非農地判定のための現地調査を令和4年11月10日に農地部会委員と事務局職員が同行し実施して参りました。</p> <p>いわゆる違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。また、農用地区域に該当するものは無く、非農地決定の対象は、14筆、11,648㎡となります。</p> <p>以上です。</p>

議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
山本委員	番号4について、利用状況は山林とありますが地図の位置は茶畑ではないですか。
多田委員	当該地には一面にワラビが生えています。茶畑は隣にあります。
議 長	隣は迷惑しているのではないのでしょうか。非農地決定をしたら、放ったらかしにされてしまうんじゃないですか。
多田委員	もともと放ったらかしの土地です。
議 長	近隣のちゃんとした農地に被害が及ばないように、きちんとするように所有者には言えないんですか。
中林委員	山林原野となれば、農地じゃないので農業委員会の手から離れます。
多田委員	現状に合わせて非農地判定していくようにと、国の指針が変わってきています。
議 長	農地から外すのは文書を送って終わりですか。近所が迷惑していますと一筆つけたり等はないんですか。
局 長	今まではそういった文書は付しておりませんが、如何しますか。
議 長	実際に困っていると聞いています。
小島委員	農振外なら仕方ないとは思いますが、茶畑を続けられているところからすると迷惑ですよね。山になって木や竹が生えたら、自分のところにも根が張ってくるのが一番困ります。
議 長	固定資産税は安くなるんですか。
小島委員	固定資産税は現況課税です。

多田委員	もうおそらく農地の金額で掛かってはいないと思います。
小島委員	雑種地になっていたら高いと思います。
多田委員	雑種地だと高いですが、原野だと安いと思います。
中西委員	竹藪も山林ですよ。でも、タケノコを収穫してたら農地ですよ。農地であればタケノコを採っているか、山林なら荒らしているか、判断だけの問題じゃないでしょうか。どちらにしても見た目で見えが分らなければ、税金は変わらないのではないかと思います。
岸本囑託	以前非農地にした土地で、非農地通知後に雑草の件で近所から苦情が入りました際は、環境企画課から空き地の草刈り条例をもとに所有者さんへ指導文書が送られております。今回も非農地決定がされましたら、その後の指導対応については環境企画課での処理になるかと思います。
中林委員	非農地になった土地について農業委員会に相談があれば、環境企画課が担当ですと回したら良いんですね。
中西委員	管理できないから山林になっていったところなので、草刈りをしてほしいと言ったところで、余程きつく言わない限り絶対にしないと思います。
岸本囑託	メモ書きを挟む程度ですが、非農地になっても近隣農地の迷惑にならないよう十分管理してくださいとお願いを同封することは可能です。
小島委員	やらないよりは良いと思います。周りに優良農地がある場合もあります。
山本委員	対応としてできることは、メモ書きでつけるというところまでなんです。
局長	非農地通知自体は法務局で地目変更してもらうための書類となりますので、それとは別に指導文書として付けさせてもらう形になります。
議長	農業委員会からも一筆書いておいて、環境企画課に管轄が移ったら、そこからもしっかりと指導してもらうように言っておいたら如何でしょうか。 他にご意見等はございませんか。

<p>議 長</p>	<p>異議なしの声</p> <p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、お地蔵さんの底地が農地のままであったことから届出をいただいたところですが、農地法施行前の明治42年に設置されたことが判明し、違法性がないことを確認しております。</p> <p>番号2につきましては、木造2階建ての住宅を整備するための転用で、雨水については南側市道方向へ排水、隣接農地は自己所有農地のみとなっております。</p> <p>番号3につきましては、昭和56年8月頃に道路用地として宇治市に帰属した土地の残地で、既に住宅敷地として取り込まれていることから顛末書が提出されております。なお、先月に報告させていただいた隣接地の4条届出の手続きの際に判明したものでございます。</p> <p>番号4につきましては、昭和30年5月頃、住宅敷地として整備されたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、中古車販売店を整備するための転用となります。雨水は道路側溝へ、汚水は下水道へ排出されます。</p> <p>番号2につきましては、住宅7戸分を整備するための転用で隣接農地はありません。</p> <p>番号3につきましては、分譲宅地2戸分を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>番号4につきましては、住宅を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
	<p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後3時30分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____